

化学品のリサイクル率確認登録制度 運営規程

【第一章 通則】

(名称)

第1条 本制度は、化学品のリサイクル率確認登録制度(Registration system of recycled chemical materials) (以下「RCM確認登録制度」という) と称する。

(目的)

第2条 RCM確認登録制度は、炭素資源循環促進の観点から、メカニカル(マテリアル)リサイクルやケミカルリサイクルを含むリサイクル品への社会的認知を向上させ、日本国内での化学品の循環素材化(廃棄物の再資源化)の社会実装を早期に実現することを目的とする。

(運営体制)

第3条 RCM確認登録制度の運営管理責任機関及び運営実務機関は、一般社団法人日本化学工業協会(以下「日化協」という)とする。なお、日化協は、RCM確認登録制度の運営実務の一部を第三者に委託し、また、委託する運営実務に必要な権限を当該者に移譲することができる。委託及び権限移譲の内容については、別途日化協と当該者間で締結する受委託契約等に規定する。

(制度概要)

第4条 RCM確認登録制度は、第二章で定める制度会員が化学品中の廃棄物由来物質の割合(リサイクル率)等の登録申請を日化協に行い、日化協は申請内容を確認の上確認登録証を交付し、登録製品名などの情報を公開する。化学品のリサイクル率の登録、登録費用及び確認登録証の交付に関しては、化学品のリサイクル率確認登録制度 確認登録規程(以下「登録規程」という)に定める。

2 RCM確認登録制度の対象事業者は、廃棄物再生事業者から化学品の最終製品製造事業者までのバリューチェーンを構成する事業者とする。

【第二章 制度会員】

(会員要件)

第5条 RCM確認登録制度へ製品を登録する意思のある事業者又は登録された製品を利用する意思のある事業者で、本条第2項、第7条、第8条に従って入会を認められた事業者をRCM確認登録制度の会員(以下「制度会員」という)とする。

2 制度会員の対象は、次の各号とする。

- (1) 有機廃棄物を原材料とした廃棄物再生品の製造、販売等を業として営む事業者。
- (2) 有機廃棄物や上記(1)が製造した廃棄物再生品を原料としたケミカルリサイクルによる製品(以下「ケミカルリサイクル製品」という)の製造、販売等を業として営む事業者。
- (3) 上記(1)が製造した廃棄物再生品を原材料としたメカニカルリサイクルによる製品(以下「メカニカルリサイクル製品」という)の製造、販売等を業として営む事業者。
- (4) 上記(3)が製造したメカニカルリサイクル製品を原材料とした化学品(以下「リサイクル化学品」という)の製造、

加工、販売等を業として営む事業者。

(5) 上記(3)が製造したメカニカルリサイクル製品または(4)が製造したリサイクル化学品を原材料とした樹脂製品の製造、加工、組立、販売を業として営む事業者。

(制度会員の権利、義務、及び禁止事項)

第6条 制度会員は次の各号の権利を有する。

(1) RCM確認登録制度への製品の登録申請

(2) 製品の登録情報の閲覧

2 制度会員は、次の各号の義務を負う。

(1) RCM確認登録制度の目的を達成するための本確認登録制度運営への協力

(2) 本運営規程に定める会費の支払い

(3) RCM確認登録制度で規定された、運営規程、登録規程及び登録規程実施細則(これら3文書を以下「確認登録制度規程等」という)の遵守

3 制度会員は、次の各号の行為をしてはならない。

(1) 前項に基づき閲覧した登録情報の第三者への漏洩

(2) 製品登録に当たっての虚偽申請

(入会手続)

第7条 制度会員になろうとする事業者は、所定の入会申込書及び誓約書を日化協に提出する。

2 日化協は、制度会員になろうとする事業者から提出された入会申込書及び誓約書を審査し、入会の承認是非を判断する。

3 入会の承認を得た事業者は入会時に入会金及び年会費を納入する。

4 日化協は、入会金及び年会費納入を確認後、新規制度会員に制度会員専用HPの案内等を実施する。

5 退会后、再度入会を希望する事業者は第7条第1項、第2項及び第3項の入会手続に従う。

(入会金及び年会費)

第8条 RCM確認登録制度の入会金、年会費は別表のとおりとする。なお、年会費は、4月1日から翌年3月31日を事業年度単位とし、制度会員は年会費を毎事業年度開始1か月後までに納入するものとする。

(退会手続)

第9条 制度会員は、退会申請書の提出により退会の意思を日化協に伝えることによって退会することができる。

2 日化協は制度会員からの退会申請書の提出をもって、当該制度会員の情報及び当該制度会員の登録製品情報をRCM確認登録制度から削除し、製品登録を廃止する。

(除名)

第10条 制度会員が確認登録制度規程等を遵守せず、又はRCM確認登録制度の信用・名誉を傷つけ、日化協によって除名が妥当と決議された場合、日化協はその制度会員を除名することができる。

(会員資格の消失)

第11条 制度会員は次の各号に該当する場合にその資格を失う。

- (1)RCM確認登録制度を廃止した場合。
- (2)RCM確認登録制度から退会した場合、又は除名された場合。退会又は除名の際、いかなる費用の返還も行わない。
- (3)年会費を支払い期限から6か月以上滞納した場合。
- (4)本規程の改廃により、第5条第2項の制度会員の対象に該当しなくなった場合。
- (5)制度会員の事業内容の変更により、第5条第2項の制度会員の対象に該当しなくなった場合。

【第三章 責任 義務 免責】

(守秘義務)

第12条 RCM確認登録制度に関わる情報は、厳正な管理を行い、日化協及び制度会員は秘密を厳守する。

(免責)

第13条 登録情報の不備若しくは登録製品又は登録情報から生ずる制度会員の損害について、日化協は一切の責任を負わない。

【第四章 その他】

(細則)

第14条 この規程に定めのない事項は、日化協の審議を経て定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、日化協の審議を経て日化協が行う。

附 則

第1条 この規程は、〇〇〇〇年〇月〇日から施行する。

別表 年会費及び入会金(第8条関連)(仮置)

2024年〇月〇日

種別	法人規模	年会費(万円/年)	入会金
制度会員			

1. 青ハイライト: 本格運用開始までに決定
2. 入会金とは新たに本制度の会員になる事業者が支払う費用をいう。
3. 年会費とは制度会員が事業年度ごとに支払う費用をいう。